

控訴趣意(理由)書

広島高等裁判所令和 6 年(ネ)第 232 号損害賠償請求控訴事件

[原審:広島地方裁判所三次支部令和 5 年(ワ)第 16 号]

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

控訴人(原告) 高 野 邦 夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人(被告) 国

令和 6 年 12 月 8 日作成 広島高等裁判所民事第 4 部 御 中

付 属 書 類=な し

記

第一. 控訴の趣旨(理由)

1. 第 1 回口頭弁論期日の令和 6 年 10 月 2 日(水)、岡村結衣裁判官は、開廷後僅か数分で結審し、被控訴人国の主張どおりの判決を下し、控訴人の請求を棄却した。
2. これは最早裁判とは言えない。当事者主義・弁論主義である民事訴訟では、たとえ当事者が国であっても平等に扱われなくてはならないのである(憲法第 14 条 1 項・憲法第 32 条)。
3. 第 1 回口頭弁論期日開廷後僅か数分で結審した点は、民事訴訟の基本である弁論主義に反するものである(控訴人の口封じ)。

☆憲法第一四条[法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界]

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

☆憲法第三二条[裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第二. 結 語

1. 簡略ながら控訴の趣旨(理由)を述べた。
2. 追って準備書面(壱)等を提出する。

こ う の く に お
以上控訴人 高 野 邦 夫